(一関市文化伝承館条例の一部改正)

改正前						改正後						
別表(第10条関係)					別表(第 10 条関係)							
利用区分	単位	使用料			利用区分		単	位位	使用料			
		基本使用料	暖房料							基本使用料	暖房料	
研修室 (和室)	1 時	600 円	<u>150 円</u>		研修室 (和室)			1	時	600 円	120 円	
会議室	間	400 円	100 円		会議室			間		500 円	100 円	
ボランティア室		200 円	50 円		ボランティア室				200 円	40 円		
創作室		200 円	50 円		創作室 (全体)		3)			400 円	80 円	
					創作室(調理スペー				300 円	60 円		
				<u>z)</u>								
					創作室(加工スペー					200 円	40 円	
					<u>z)</u>							
アリ専用高校生	1 時	100 円	_		アリ	専用	高校生	1	時	300 円	_	
ーナ 以下	間				ーナ		以下	間				
一般		200 円					一般			600 円		
個人 高校生	1回	50 円				個人	高校生	1 🖪	司	50 円		
以下							以下					
一般		100 円					一般			100 円		
[略]					[略]							
備考 改正部分は、下線	の部分で	ある。										